

公益財団法人東大阪市学校給食会 学校給食用物資納入業者登録要項

第 1 条 学校給食用物資納入業者の登録資格審査基準は、次のとおりとする。

1. 立 地 条 件

東大阪市内または京阪神地域及びその近郊に営業所があること。

2. 衛生管理状況

(ア) 食品衛生監視票の必要な業種においては、その評点が85点以上であること。

(イ) 経営責任者及び従業員の食品衛生に対する認識度が高いこと。

(ウ) 衛生管理上、必要な設備があり、随時必要な措置がとれる体制にあること。

3. 経 営 規 模

(ア) その業界の標準から考え、相当の資本で経営され、相当額の営業収入を得ていること。

(イ) 常時営業活動を行っていること。

(ウ) 販売、配送等に必要で十分な設備を持ち、指示通りの納品が完全にできること。

4. 信 用 状 況

(ア) 営業経歴が正常で経営状態が良好である。

(イ) 販売食品に関する諸法令を遵守していること。

(ウ) 納税義務が履行されていること。

第 2 条 登録申請手続きは、次のとおりとする。

1. 申 請 手 続

(ア) 申請受付期間は、2年に1回とし、隔年の公益財団法人東大阪市学校給食会（以下「学校給食会」という。）の定める期間とする。

(イ) 申請書は、学校給食会の定める用紙を使用する。

(ウ) 前年度登録業者には文書で通知するほか、一般業者も受け付ける。

2. 提 出 書 類

(1) 登録業者

(ア) 登録申請書（学校給食会所定の様式）

(イ) 登 記 簿

(ウ) 定 款

(エ) 営業許可証

(オ) 営業経歴書

- (カ) 最近2カ年の納税証明書（所轄税務署）
- (キ) 印鑑登録証明書
- (ク) 営業所の規模等を記入した書類（学校給食会所定の様式）
- (ケ) 工場明細書（学校給食会所定の様式）
- (コ) 食品衛生監視票
- (サ) 検便結果（学校給食会が指定する検査項目が実施できる検査機関）
- (シ) 仕入先メーカー届出一覧表（学校給食会所定の様式）
- (ス) 他市への学校給食用物資納入実績証明書（2市以上過去1年間）

ただし、2市以上無い場合は申出書の提出が必要。

(2) 仕入先メーカー届出

仕入先メーカー届出は、業者登録時に毎回、(シ) 仕入先メーカー届出一覧表に記載のうえ、(セ) 仕入先メーカー概要書（学校給食会所定の様式）及び学校給食会が指示する関係書類の提出を必要とする。

第 3 条 登録申請許可通知を受けた業者は、次の手続きを行う。

学校給食会所定の下記の書類を指定期限までに提出するものとし、提出のない場合は登録許可を取り消すものとする。

- (7) 誓約書
- (イ) 印鑑・口座振替届出書。